

いばらき

第412号

雇用ニュース

2016年8月



「ひまわり」(那珂市) (観光いばらき「写真ひろば」より)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 保育士マッチング強化プロジェクト (ハローワーク土浦便り) 3
- ・ 高校生・保護者対象企業説明会 (ハローワーク常陸大宮便り) 4
- ・ 生涯現役支援窓口のご案内 5
- ・ キャリアアップ助成金のご案内 6～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.28倍

「雇用情勢は、改善が進んでいます」

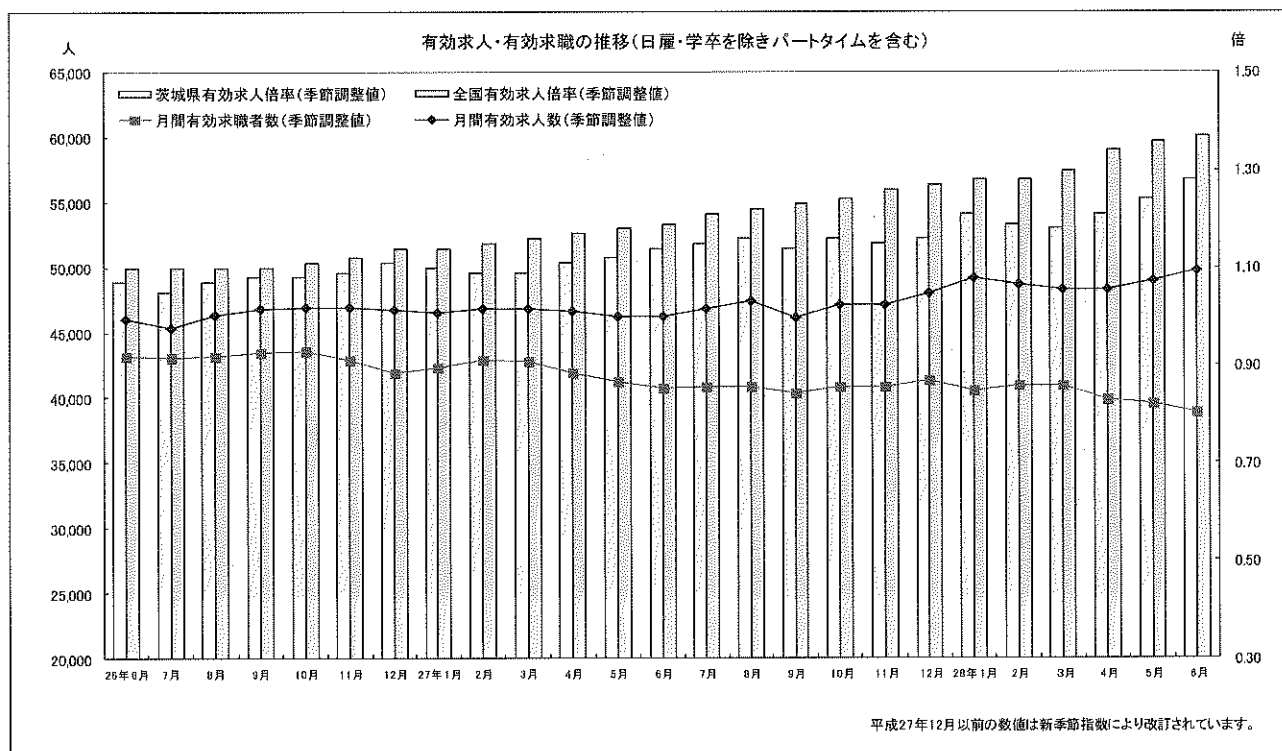
1 概況

6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,844人で、前年同月と比較して2.8%増と4か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比5.0%の減少、常用的パートタイムの求人は、同3.5%の増加となりました。新規求職申込件数は9,938件で前年同月比9.1%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同10.5%の減少、常用的パートタイムは同6.8%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同14.4%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同1.3%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、47,240人で前年同月比は7.2%増加と8か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は41,053人で同4.8%減と、35か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.28倍（季節調整値）で、前月を0.04ポイント上回りました。なお、原数値は1.15倍と前年同月を0.13ポイント上回りました。



平成27年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は16,844人となり、前年同月比で2.8%増と4か月連続で増加しました。

産業別にみると、「生活関連サービス業、娯楽業」（前年同月比19.5%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（同16.1%増）「運輸業、郵便業」（同12.0%増）などで増加となりましたが、「情報通信業」（前年同月比9.9%減）、「製造業」（同9.4%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比6.3%減）、500～999人（同29.8%減）、300～499人（同15.7%減）100～299人（同15.1%増）30～99人（同2.2%減）、29人以下（同4.5%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比5.0%の減少となり、常用的パートタイムは同3.5%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,337件で、前年同月と比較し1.2%減少となり3か月連続で減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は23.5%で、前年同月（21.6%）を、1.9ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,873人と、前年同月比で2.5%減と33か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は578人で、資格喪失者の割合では6.5%（前年同月5.7%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比10.9%増となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は9,938件となり、前年同月比で9.1%減と6か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は67.0%（前年同月67.9%）と0.9ポイント下回り、数では前年同月比で10.5%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で33.0%（前年同月32.1%）と0.9ポイント上回り、数では前年同月比で6.8%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数9,862人のうち34歳以下の若年者の占める割合は34.1%で3,363人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は17.3%で1,709人となりました。

★ハローワーク土浦のイベントをご紹介します★

保育士マッチング強化プロジェクト 20160628

厚生労働省・ハローワークでは、保育分野での人手不足解消のための事業所支援や保育分野での就職を希望する方々へのきめ細かな支援を行っています（「保育士マッチング強化プロジェクト」）。

ハローワーク土浦においては、待機児童が50人を超えるつくば市と連携し、「保育士の資格を有する求職者の方」や「資格は無いが保育の仕事に興味のある方」を対象に、平成28年6月28日に「つくば市認定こども園見学ツアー」を開催いたしました。

当日は、つくば市内の3つの認定こども園において、保育現場で働く保育士さんや子供たちの様子の見学、こども園の担当者からの保育理念や保育現場の状況、施設内の説明、参加者から就業環境の疑問点や具体的な労働条件（労働時間や休暇など）等について質問・意見交換を行いました。最後に、つくば市福祉部こども課より、市内公立保育所の概要説明、臨時職員登録についての案内があり、ツアーは終了しました。

参加者からは、「保育現場の理解が深まった」「それぞれの園のカラーを見て感じる事ができた」といった意見があり、就職活動をするうえで役立ったという声をいただきました。次回の開催を希望する方も多く、2回目の見学ツアーを計画していく予定です。



●開催日時：平成28年6月28日（火）

つくば市役所出発 10:45

●見学内容：つくば市所有の10人乗りワゴン車で市内3か所の認定こども園を訪問。認定こども園の様子や保育士さんの姿を見学、こども園からの保育理念や職場環境の説明、質疑等

●参加人数：8名（うち保育士有資格者7名）

●見学認定こども園

◇学校法人みのり学園

認定こども園みのり

◇社会福祉法人中央学院

つくば中央保育園

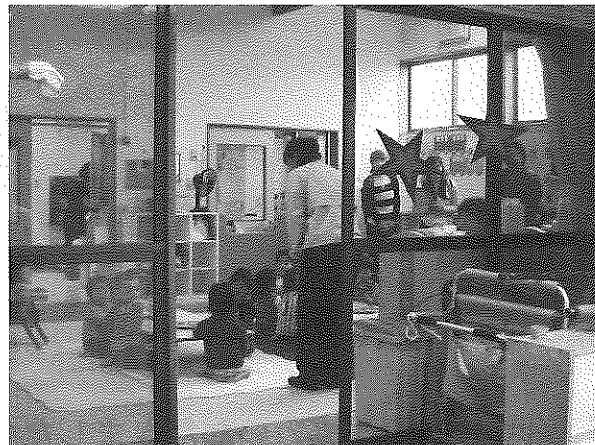
◇学校法人慈恵学園

栄幼稚園

●主催 ハローワーク土浦

●共催 つくば市経済部産業振興課

つくば市福祉部こども課



★ハローワーク常陸大宮のイベントをご紹介します★

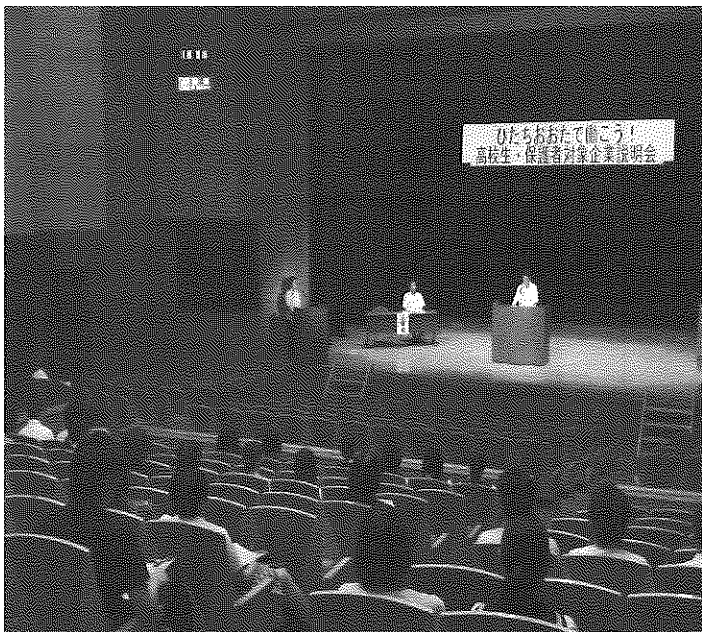
「ひたちおおたで働こう！高校生・保護者対象企業説明会」を開催！

平成 28 年 7 月 28 日、来春卒業予定の高校生とその保護者を対象とした企業説明会を常陸太田市生涯学習センターで開催しました。

これは、今年の 1 月に常陸太田市と茨城労働局が締結した県内初の雇用対策協定に基づき、市内企業の理解を深め、高校生の就職・マッチング支援及び常陸太田市内事業所における人材の確保・定着を図ることを目的として開催した初の試みです。

今回は高校生を対象としているため、ブース形式ではなく各企業の特色や事業の内容などをプロジェクター等を活用してステージ上で説明していただくスタイルをとりました。

夏休み・平日開催・初の試みということもあり、生徒・保護者とも参加してくれるだろうかと当日まで心配しておりましたが、近隣の水戸所・日立所からも管内高校へ積極的に PR していただいた結果、15 校 41 名の生徒と 19 名の保護者、その他学校関係者等も含め合計 75 名の参加となりました。



また、説明会の趣旨をご理解の上、快くご参加いただいた 9 社の事業所の説明はそれぞれ趣向を凝らした内容で、某事業所の課長様には暑い中、着ぐるみを着て会場を沸かせていただきました。



お忙しい中ご協力いただきました各企業の皆様、ありがとうございました。

事業主のみならず
ぜひ、求人をご検討ください！

「生涯現役支援窓口」のご案内

ハローワーク水戸、土浦、龍ケ崎においては、これまで「高齢者総合相談窓口」を設置し、55歳以上の求職者の皆様への就労支援を総合的に行ってまいりましたが、平成28年4月からリニューアルし、窓口の名称を「生涯現役支援窓口」に改め、元気で働く意欲のある65歳以上の高齢求職者への再就職についても手厚い支援を実施していきます。

なお、上記以外のハローワークにおいても「生涯現役支援窓口」に準じた取扱いを行うこととしています。詳しくは、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

体力は十分
とにかく仕事
につきたい！



資格の取得
や能力開発
をしたい

年金だけで
はちょっと
生活が...



子育てに大変
な若い方に代
わって、頑張っ
てあげたい！



責任感と我慢強
さは、若い方に
はまだまだ負け
ません

1日3~4時
間ぐらい
働きたい

●支援対象者：55歳以上の高齢求職者（ハローワークにお仕事探しの申込をしていただきます。）

●支援内容例：専門のアドバイザー、支援員を配置し、下記のような支援を実施します。

◆個々のニーズ
を踏まえた「生
涯設計就労プラ
ン」の策定

◆プランに基づ
く就労支援（職
業相談・職業紹
介・キャリア・
コンサルティング
）の実施

◆生活設計に係
るガイダンス、
就労後のフォ
ローアップ



◆65歳以上で
も活躍できる
求人の開拓

◆スキル習得の
ための各種技能
講習の紹介



厚生労働省茨城労働局

ハローワーク水戸・土浦・龍ケ崎

短時間労働者の就業促進のための支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～

就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主を支援します。

※ 「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

現行制度（平成28年4月から）

① 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
1人～3人：10万円（7.5万円） 4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円） 11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
1人～3人：5万円（3.5万円） 4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円） 11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し
社会保険を適用した場合 1人当たり 20万円（15万円）

平成28年10月から「② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）」 が拡充されます

※ 本年10月以降の変更内容については、現時点における予定です。

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額

- 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険に適用した場合
1人当たり 20万円（15万円） **拡充**

※ 本年10月から被用者保険の被保険者が501人以上の企業（適用拡大対象企業）を対象に被用者保険の適用拡大が実施され、適用となる労働者の週所定労働時間の要件が「週30時間以上」から「週20時間以上」に変更されます。
※ 今回の支給要件の変更により、引き続き適用拡大対象企業も利用することが可能となり、その他の企業でも対象労働者の範囲が広がり（週25時間以上週30時間未満も利用可）、より利用しやすくなります。
※ 具体的な対象労働者は、適用拡大対象企業の「週20時間未満の方」（週20時間以上の方で収入要件等により社会保険に適用していない場合を含む）、その他の企業（500人以下）の「週30時間未満の方」となります。
※ 適用拡大対象企業は、10月1日付の契約（適用）まで変更前の制度（週25時間未満から週30時間以上に延長し社会保険適用）を利用することができます。

- 上記① 賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成 **新規**
1時間以上：1人当たり 4万円（3万円） 2時間以上：1人当たり 8万円（6万円）
3時間以上：1人当たり12万円（9万円） 4時間以上：1人当たり16万円（12万円）

※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要（裏面の人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。
※ その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。

LL280805派企02

(事業主の方へ)

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・ 多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円(45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円(22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)：1人当たり 40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT)を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円(500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大 30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 最大 50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円(700円)
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ①すべて又は一部の基本給の賃金規定等を改定し、 2%以上増額 させた場合 ②正規雇用労働者との 共通の処遇制度を導入・適用 した場合 ③週所定労働時間を 25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用 した場合	①賃金規定等改定 ・すべての賃金規定等改定： 対象労働者数が 1～3人： 10万円(7.5万円) 4～6人： 20万円(15万円) 7～10人： 30万円(20万円) 11～100人： 3万円(2万円)×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定 対象労働者数が 1～3人： 5万円(3.5万円) 4～6人： 10万円(7.5万円) 7～10人： 15万円(10万円) 11～100人： 1.5万円(1万円)×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施： 1事業所当たり40万円(30万円) ・共通の賃金規定等の導入・適用： 1事業所当たり60万円(45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長： 1人当たり20万円(15万円)

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しております。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
27年4月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
12	14,991	2,978	11,896	7,733	2,683	1,231	46,698	36,718	2,752	8,090
28年1月	20,249	4,150	15,951	10,554	3,736	1,663	48,599	37,157	2,785	8,021
2	18,963	3,609	15,234	11,548	3,893	1,868	51,261	39,651	3,377	7,798
3	17,633	3,369	14,129	11,604	4,004	1,927	52,416	42,401	4,768	7,820
28年4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5	16,502	3,331	13,019	10,464	3,534	1,870	46,895	42,654	3,477	8,519
6	16,844	3,486	13,219	9,938	3,363	1,709	47,240	41,053	3,499	8,873
7										
8										
9										
10										
11										
12										
29年1月										
2										
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
27年4月	1.57	1.77	1.11	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.4
5	1.55	1.78	1.12	1.18	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.60	1.79	1.14	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.65	1.82	1.15	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.84	1.16	1.22	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.55	1.83	1.14	1.23	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.67	1.01	1.16	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.2
11	1.56	1.90	1.15	1.26	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3
12	1.55	1.90	1.16	1.27	1.2	6.2	3.7	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.5	▲ 6.3	204	3.3
28年1月	1.91	2.07	1.21	1.28	10.4	2.7	▲ 11.7	▲ 11.3	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.2	211	3.2
2	1.58	1.92	1.19	1.28	▲ 2.6	9.6	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 4.6	213	3.3
3	1.72	1.90	1.18	1.30	1.2	5.2	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 0.8	▲ 5.1	▲ 6.0	216	3.2
28年4月	1.87	2.06	1.21	1.34	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5	1.74	2.09	1.24	1.36	9.3	10.3	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 5.5	216	3.2
6	1.80	2.01	1.28	1.37	2.8	5.7	▲ 9.1	▲ 7.8	▲ 5.8	▲ 6.3	▲ 2.5	▲ 7.5	210	3.1
7														
8														
9														
10														
11														
12														
29年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。